

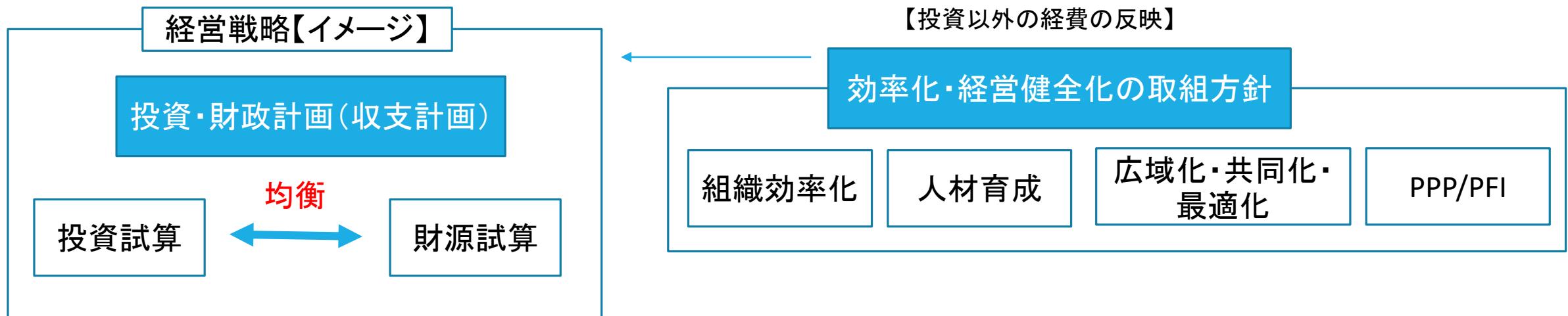
第2回 嬉野市下水道審議会

令和7年10月7日

嬉野市下水道事業経営戦略

「経営戦略」の基本的な考え方

将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画



経営戦略の改定：令和4年度～令和13年度 → 令和8年度～令和17年度

経営戦略(案)の構成について P4

農業集落排水事業

公共下水道事業

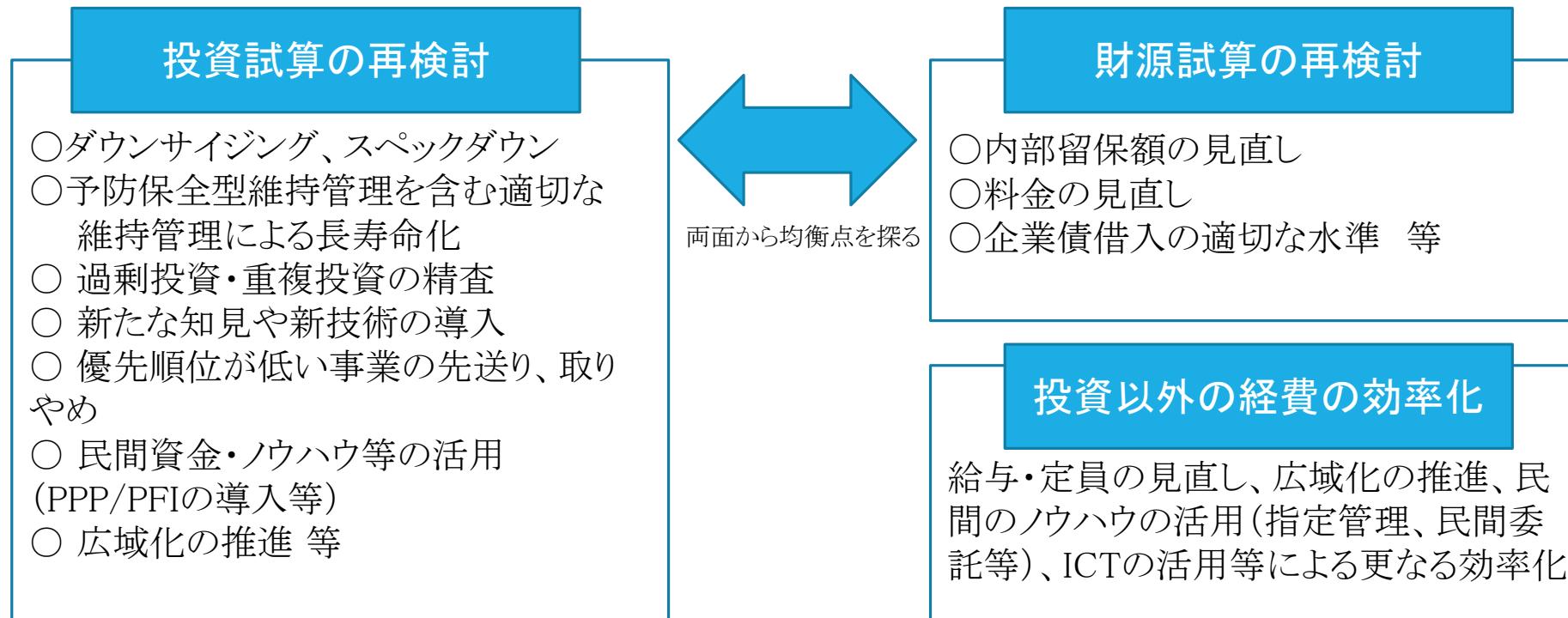
特定地域生活排水処理事業
(市営浄化槽事業)

経営の基本方針

- (1)適切で計画的な事業執行
- (2)効率的な事業執行
- (3)収入の確保と負担の適正化
- (4)水洗化の促進

投資試算等と財源試算の整合性

- 「投資試算」等の支出と「財源試算」にギャップがある場合には、ギャップ解消の取組み
- 投資以外の経費について、必要かつ合理的な額の確保を前提とした上で、更なる効率化の取組み



投資・財政計画について

①公共下水道事業

【事業名:公共下水道事業】

(単位:千円, %)

年 度 区 分	6年度 (決算)	7年度 (決算見込)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	62,655	68,133	71,895	79,495	88,568	93,922	106,996	127,268	136,629	123,281	130,131	132,392
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金 2. 利益剰余金処分額 3. 繰越工事資金 4. その他の 計 (F)	61,016 59,898 0 1,639 62,655	70,256 77,856 0 8,235 68,133	77,856 86,929 0 1,639 71,895	86,929 92,283 0 1,639 79,495	92,283 97,109 0 1,639 88,568	97,109 74,893 0 1,639 93,922	74,893 127,268 0 1,639 98,748	73,468 136,629 0 1,639 76,532	74,560 123,281 0 1,639 75,107	76,204 130,131 0 1,639 76,199	75,952 132,392 0 1,639 77,843
補填財源不足額 (E)-(F)								8,248	50,736	61,522	47,082	52,288
他会計借入金残高 (G)												
企業債残高 (H)	2,405,091	2,247,247	2,348,216	2,425,942	2,352,448	2,297,352	2,202,782	2,106,142	2,024,120	1,949,736	1,749,403	1,567,008

○他会計繰入金

年 度 区 分	6年度 (決算)	7年度 (決算見込)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収益的收支分	132,192	115,542	101,178	101,271	105,773	104,955	105,706	103,025	100,385	100,433	96,578	93,432
うち基準内繰入金	107,447	107,717	101,178	101,271	105,773	104,955	105,706	103,025	100,385	100,433	96,578	93,432
うち基準外繰入金	24,745	7,825										
資本的收支分	8,654	8,793	8,934	9,077	9,223	9,371	9,522					
うち基準内繰入金	8,653	8,793	8,934	9,077	9,223	9,371	9,522					
うち基準外繰入金	1											
合 計	140,846	124,335	110,112	110,348	114,996	114,326	115,228	103,025	100,385	100,433	96,578	93,432

投資・財政計画について

①公共下水道事業

【収益的収支】

5年ごとの料金見直しの必要性はあるが、一般会計繰入金(基準外繰入金)は、令和7年度使用料改定により、一般会計繰入金(基準外繰入金)に頼らずに運営が可能となる。

【資本的収支】

建設改良費・企業債償還金の財源が確保できない状態が発生する(令和12年度補てん財源が不足)。

事務局案

- ・下水道事業繰出基準を見直し、高資本費対策に要する経費(資本費)を財政当局に要望し、財源資産(内部留保額)の再検討を行う。

投資・財政計画について

②農業集落排水事業

【事業名:農業集落排水事業】

(単位:千円, %)

年 度 区 分	6年度 (決算)	7年度 (決算見込)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	74,515	76,031	82,326	91,026	106,863	112,995	129,657	123,884	105,490	79,809	96,382	94,048	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	70,509	72,025	78,320	87,020	102,857	108,989	125,651	119,878	87,445	72,957	89,709	87,559
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他の	4,006	4,006	4,006	4,006	4,006	4,006	4,006	4,006	4,006	4,006	4,006	
	計 (F)	74,515	76,031	82,326	91,026	106,863	112,995	129,657	123,884	91,451	76,963	93,715	91,565
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)									14,039	2,846	2,667	2,483	
他会計借入金残高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	2,221,881	2,005,378	2,077,570	2,009,214	1,904,844	1,800,902	1,733,115	1,772,316	1,675,580	1,666,195	1,508,954	1,349,757	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分	6年度 (決算)	7年度 (決算見込)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収益的收支分	192,000	175,500	155,164	153,650	154,058	127,663	126,647	124,720	116,303	94,857	109,769	105,356
うち基準内繰入金	139,871	133,923	127,765	124,629	123,262	119,359	116,299	112,229	101,591	94,857	109,769	105,356
うち基準外繰入金	52,129	41,577	27,399	29,021	30,796	8,304	10,348	12,491	14,712			
資本的收支分	30,524	30,126	30,725	31,230	20,855	15,886	364	371	22,887	28,506	30,617	31,879
うち基準内繰入金	30,524	30,126	30,725	31,230	20,855	15,886	364	371	379	386	394	402
うち基準外繰入金									22,508	28,120	30,223	31,477
合 計	222,524	205,626	185,889	184,880	174,913	143,549	127,011	125,091	139,190	123,363	140,386	137,235

投資・財政計画について

②農業集落排水事業

【収益的収支】

令和15年度使用料改定により、一般会計繰入金(基準外繰入金)に頼らずに運営が可能となる。

【資本的収支】

建設改良費・償還元金支払の財源が確保できない状態が発生する(令和14年度補てん財源が不足)。

供用開始後30年経過している施設があり、老朽化による更新工事が必要(国庫補助の対象範囲で実施)。



独立採算の企業会計で経営するためには、最適化を検討

事務局案

- 今後の老朽化対策については、人口減少の状況を鑑み、ダウンサイジングを検討する。

投資・財政計画について

②農業集落排水事業

施設更新予定

更新年度	処理場	更新費用（千円）	更新内容	耐用年数
令和7年度	美野・上久間	23,740	監視通報装置・中継ポンプ改修（管路）	15年
令和8年度	美野・上久間	34,500	監視通報装置・中継ポンプ改修（管路）	15年
令和9年度	美野・上久間・馬場下	42,336	監視通報装置・中継ポンプ改修（管路）	15年
令和10年度	馬場下	59,000	監視通報装置・中継ポンプ改修（管路）	15年
令和11年度	馬場下	31,000	監視通報装置・中継ポンプ改修（管路）	15年
令和12年度	馬場下	34,500	監視通報装置・中継ポンプ改修（管路） 脱水機更新（処理場）	15年

処理場	供用開始年度	経過年数	計画人口	2024年人口	2050年予測人口
美野	平成7年	30年	1,110	599	362
上久間	平成9年	28年	890	578	327
馬場下	平成11年	26年	4,240	1,425	866
五町田・谷所	平成23年	14年	4,270	3,031	2,029

- 20年後には、管路の更新工事（耐用年数50年）が発生。（放置すれば、道路陥没の危険性がある）
- 電気・機械設備については、15年に1回更新が必要。（安定した汚水処理を継続する）



更新を実施するか、ダウンサイジングを進めるか慎重に審議していく。

投資・財政計画について

③市営浄化槽事業

【事業名:市営浄化槽事業】

(単位:千円)

年 度 区 分	6年度 (決算)	7年度 (決算見込)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	20,506	14,298	17,305	21,143	23,643	26,265	26,438	18,046	19,060	20,072	21,086	22,924
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金 2. 利益剰余金処分額 3. 繰越工事資金 4. その他の 計 (F)	11,073 6,805 9,812 13,650 16,150 18,772 17,898 10,553 11,567 12,579 13,593 15,431										
補填財源不足額 (E)-(F)							1,047					
他会計借入金残高 (G)												
企業債残高 (H)	366,745	339,959	464,361	509,035	551,333	593,788	615,708	638,958	662,457	685,610	641,819	595,703

○他会計繰入金

年 度 区 分	6年度 (決算)	7年度 (決算見込)	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
収益的收支分	67,634	70,000	54,306	58,051	60,908	49,013	51,705	54,149	56,496	39,485	38,828	40,297
うち基準内繰入金	8,746	11,108	13,289	15,513	17,717	19,969	22,285	24,026	25,696	27,329	27,348	28,832
うち基準外繰入金	58,888	58,892	41,017	42,538	43,191	29,044	29,420	30,123	30,800	12,156	11,480	11,465
資本的收支分	38	39	39	40			2,334	12,193	27,932	14,141	15,085	15,858
うち基準内繰入金	38	39	39	40								
うち基準外繰入金							2,334	12,193	27,932	14,141	15,085	15,858
合 計	67,672	70,039	54,345	58,091	60,908	49,013	54,039	66,342	84,428	53,626	53,913	56,155

経営戦略 収支計画（浄化槽）P27

投資・財政計画について

③市営浄化槽事業

【収益的収支】

令和7年、令和11年、令和15年度使用料改定を行っても、一般会計繰入金(基準外繰入金)に、頼らざるを得ない。※浄化槽は、個別汚水処理であり、浄化槽の人槽毎に維持管理費用が異なる(使用水量は影響しない)。



独立採算の企業会計で経営するためには、**最適化を検討**

事務局案

- ・「雨水公費、汚水私費」の独立採算となる料金体系を検討する。
- ・令和9年度以降の整備計画の投資計画について検討する。

事業概要

(1) 事業の現況 ②使用料

本市下水道事業では、料金算定期間を令和7年度から令和11年度までとし、令和7年5月に料金改定を行った。算定期間内の営業費用及び資本費用と使用料収入が等しくなるように下水道使用料を設定する総括原価方式に基づいている。使用料は基本使用料と従量使用料に区分して設定している。なお、経費回収率は100%に至っていないが、経費回収率向上に向けたロードマップの期間内に100%回収するよう目指している。

	改定前	改定後
使用料体系	基本料金 10m ³ 以下 1,200円 超過料金 1m ³ につき 150円 (消費税別 10円未満切捨)	基本料金 1,000円 超過料金 1m ³ ～10m ³ 100円 11m ³ ～20m ³ 140円 21m ³ ～40m ³ 190円 41m ³ ～ 230円 (消費税別)



使用料改定の検討を、令和8年度審議会より審議していく。

なぜ、令和8年度から使用料改定の検討を行うのか。

雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業には、汚水事業と雨水事業があるが、雨水事業は全額公費で負担すべきであり、**汚水事業は下水道使用料で賄う**という考えが基本となっている。

○経営改善をはかる指標「経費回収率」について

経費回収率とは、汚水処理にかかる費用をどれだけ使用料で回収できているかを表した指標

$$\text{経費回収率} = \text{使用料収入} / \text{汚水処理費}$$

経費回収率(%)	農業集落排水	公共下水道	市営浄化槽	合計
令和6年度(実績)	57.41%	80.28%	37.12%	60.76%
令和7年度(見込)	70.0%	100.0%	50.00%	73.30%

経営改善のために、経費回収率100%以上とすることが求められる

借入条件設定

地方公共団体金融機構 5年金利見直し(1年据置20年償還) **1.2%** (R7.9.19以降適用)
 財政融資 固定金利(1年据置20年償還) **2.0%** (R7.9.1以降適用)

④資本費平準化債借入及び償還

(千円)

平準化債借入額	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
公共下水道	81,500	89,600	97,200	104,500	108,000	115,400	98,600	96,900	87,100	73,500
農業集落排水施設	114,700	103,200	82,500	50,800	37,400	6,700	11,500	20,300	26,500	21,800
市営浄化槽事業	14,400	17,700	24,700	22,800	20,500	16,900	14,200	10,900	12,200	13,500
計	210,600	210,500	204,400	178,100	165,900	139,000	124,300	128,100	125,800	108,800

平準化債元金償還額	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
公共下水道	2,587	13,412	24,092	29,084	33,620	33,341	34,072	39,663	44,820	49,705
農業集落排水施設	3,286	13,041	22,139	26,997	30,534	32,830	34,278	35,020	35,840	37,077
市営浄化槽事業	415	1,733	3,079	4,164	5,414	6,571	7,280	7,843	8,508	9,085
計	6,288	28,186	49,310	60,245	69,568	72,742	75,630	82,526	89,168	95,867

平準化債利息償還額	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
公共下水道	1,969	3,454	5,103	6,738	8,403	10,086	11,704	13,036	14,166	14,347
農業集落排水施設	1,680	3,500	5,292	6,443	7,032	7,234	7,105	6,962	6,962	6,795
市営浄化槽事業	218	487	887	1,329	1,709	1,926	2,018	2,160	2,262	2,265
計	3,867	7,441	11,282	14,510	17,144	19,246	20,827	22,158	23,390	23,407

資本費平準化債を借り続ければ、令和16年度には、**23,400千円**もの利息償還が発生する。

一般会計繰入金により利息分を補填されるが、一般会計の財政状態を悪化させる要因となる。

嬉野市下水道事業の経営のあり方

市民生活に重要な下水道事業が将来にわたって安定的にサービス提供を継続する

嬉野市の汚水処理事業を考える



最適化の検討が必要

事業規模の縮小
(ダウンサイ징)

適正な下水道料金
(処理方式・料金体系)

資本費平準化債を借りない
(一般会計繰入金の基準見直し)

今後のスケジュール

- ・令和7年10月7日（火）第2回 嬉野市下水道審議会

※事務局にて、経営戦略改定案の修正

- ・パブリックコメントを実施（ホームページ）

※令和7年10月　日（　）～　令和7年11月14日（金）

- ・令和7年11月25日（火）第3回 嬉野市下水道審議会

・市長への答申

※第3回開催案内通知の際に、パブリックコメントの結果報告及び答申案を同封

用語集

・高資本費対策

地理的条件や個別事情によって料金対象となる汚水資本費が高水準となる事業について、著しく高くなる使用量を抑えるため、一定水準の使用料聴取を前提に資本費の一部を公費措置するもの。

・資本費平準化債

元金償還期間と減価償却期間が異なることから、元金償還金と減価償却費の差について、資金不足が生じる。その資金不足を解消すること及び世代間負担の公平性を図ることを目的として措置されたもの。

・PPP (Public Private Partnership)

「官民連携」とも呼ばれ、民間資本や民間のノウハウを活用し、行政がこれまでになってきた公共サービスを官と民が協力しながら、より効率的で質の高いサービスの提供を目指すもの。

・PFI (Private Finance Initiative)

PPPの代表的な手法の一つ。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行い、効率的かつ公共サービスの提供を図るという考え方。

(参考)

市で
市町で
4番目
7番目

下水道使用料（20m³）令和7年5月時点

